

熊本市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める
条例の制定について

熊本市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)

第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第2条 次条から第5条までに定めるもののほか、法第111条第1項から第3項までの規定により条例で定める介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下「省令」という。)に定める基準(省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

2 前項の場合において、省令第42条第2項(省令第54条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

(身体的拘束等の実施に係る報告義務等)

第3条 介護医療院(省令第43条に規定するユニット型介護医療院(以下「ユニット型介護医療院」という。))を含む。以下同じ。)は、市長の求めに応じ、省令第16条第5項(ユニット型介護医療院にあっては、省令第47条第7項)に規定する身体的拘束その他入所者(ユニット型介護医療院にあっては、入居者。以下同じ。)

の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）に係る記録を報告しなければならない。

- 2 介護医療院は、身体的拘束等を行った場合は、当該入所者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該入所者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該入所者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

（評価結果の公表及び外部評価の活用）

第4条 介護医療院は、省令第16条第7項（ユニット型介護医療院にあつては、省令第47条第9項）に規定する介護医療院サービスの質の評価の結果を公表しなければならない。

- 2 介護医療院は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

（暴力団員等の排除）

第5条 介護医療院の開設者及び管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であつてはならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提出理由）

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。